

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 の一部を改正する省令に関する意見公募要領

令和元年10月24日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループにおいては、FIT 制度導入以降、太陽光発電の導入が急速に進み、需給バランス維持の観点から再生可能エネルギーの系統留保問題等への対策を講じることを目的として、系統連系に係る地域個別の課題について議論されてきました。

さらに、今年10月から同ワーキンググループにおいて、系統に係る諸問題について再生可能エネルギー政策のみならず、電力ネットワーク政策の観点も踏まえつつ総合的な検討が行われています。

同ワーキンググループにおけるこうした議論の成果・決定事項のうち、送電網等の増強を行うことが当面適切ではないと考えられる場合にノンファーム型接続を含む運用による対応を行うこととするなど、FIT 制度に関連する他の制度の改正に伴って必要となる措置等をFIT 制度に反映させるため、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の改正に向けた検討を進めているところです。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。なお、改正案の詳細については、別添の概要を御参照ください。

2. 意見公募の対象

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省HP

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和元年10月24日（木）～令和元年11月22日（金） 必着

5. 意見提出先・提出方法

日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) e-Gov から意見提出フォームへ入力
※可能な限りこちらの方法で御提出ください。

- (2) 郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 法令担当 宛

(3) FAX

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛にお送りください。

FAX番号：(03) 3501-1365

- ※ 電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 提出いただく意見については、1枚1意見とさせていただきます。なるべく簡潔に、1000字以内でお願いいたします。また、複数の意見がある場合は、複数枚に分けて御記入のうえ、御提出ください。
- ※ 図や絵などによる意見提出は、お控えください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。